

① 公益社団法人交野市シルバー人材センター

コード	包み名	部数
C-01	幾野老人クラブ	705
C-02	幾野西自治会	68
C-03	梅が枝住宅自治会	891
C-04	藤が尾6丁目自治会	260
C-05	南星台3丁目	120
C-06	南星台4丁目	190
C-07	南星台5丁目	70

合計： 2,304部

※ ②および③についてはラベル貼り付けの対応は不要。

6. 成果品

おりひめバスパンフレット（イラストレータおよびPDFデータ含む）

7. その他

- (1) 受注者は、業務の全部又は一部分を第三者に発注、若しくは請負わせてはならない。
ただし、発注者が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 受注者は、業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告しその指示を受けなければならない。なお、発注者の行為に起因して者の行為に起因して発注者及び第三者に損害を与えた場合並びに紛糾が生じた場合は、受注者の責任において解決し、損害賠償については、受注者が負うものとする。
- (3) 本業務の成果引渡後、その物件の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであった場合は、発注者の請求に基づき、受注者は目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の義務を負うものとする。
- (4) 発注者が所有している資料(電子媒体に記憶されたものを含む)について、業務に必要なものは受注者に貸与するものとする。貸与資料については、破損、紛失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料を外部に漏洩してはならない。
- (5) 個人情報の取り扱いについて
 - ・発注者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は、すべて発注者の保有個人情報であり、発注者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
 - ・業務期間の満了後は、発注者より貸与された資料を返還するものとし、また、交野市固有個人情報が記載された資料(電子媒体に記憶されたものを含む)を提出するものとする。
- (6) 業務に関する調査・検討ならびに実施については、手法や内容等について十分に協議

し、遂行すること。

- (7) 事業実施にあたっては、既存計画との整合性を図るとともに、個別対策や諸条件・諸課題を考慮し、また交野市の財政状況も勘案した実現可能な内容の検討を行うものとする。
- (8) 本仕様書は、主要事項のみを示しており、明示していない事項で実施しなければならないものについては、協議の上、実施しなければならない。また、各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの契約の定めのない事項についても、発注者と協議の上、処理するものとする。
- (9) この仕様書による成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。
- (10) 成果品納入後に発生した受注者の責めによる不備が発見された場合は、無償で速やかに必要成果品納入後に発生した受注者の責めによる不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7. 担当部局

交野市役所 都市まちづくり部 都市まちづくり課

電話：072-892-0121 FAX：072-893-2636

e-mail tosi@city.katano.osaka.jp